

人間市行財政緊急改革プラン パート2 (平成19年度予算編成版)

平成18年10月17日

1 基本的方向性

現在、人間市行政改革推進委員会で審議中の人間市行政改革長期プラン（以下「長期プラン」という）案は、各種制度の抜本的な見直しが含まれ、その実施にあたっては市民生活への影響が十分予想されます。このため、この長期プランの実効性を担保する実施計画の策定については、十分な検討時間を必要とします。従って、長期プラン案の推進にあたっては、人間市行政改革推進委員会からの答申の後、内部検討の期間を平成19年度前半期までを設け、その結果に基づき平成20年度当初予算編成から具体的に実施することとしたいと考えます。

2 平成19年度の対応

平成19年度当初予算編成に関連する改革については、昨年度の人間市行財政緊急改革プランをさらに追加延長し、緊急改革プランパート2として策定し行政改革の実効性を継続させるものとしたします。

基本的スケジュール

平成18年～	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人間市行政改革長期プラン		答申	プランの決定										
緊急改革プランパート2 (H19)	策定	予算編成				予算決定							
長期プラン実施計画 (H20～)				プロジェクトによる検討						策定	～	決定	

3 緊急改革プランパート2の基本的考え方

緊急改革プランパート2は、平成19年度の予算編成を目途としているため、昨年度の緊急改革プランを引き継ぎ、平成20年度以降の長期プランへの連動を基本としつつ、内部のかつ改革可能な内容を中心に策定いたしました。

具体的な内容は次のとおりです。

具体的改革内容

組織の見直し

➤ 組織の見直し

- ・ 特別職配置の見直し

地方自治法の改正に合わせ、収入役を廃止して会計管理者を設置する。

H18 予算対比額	- 12,000 千円
-----------	-------------

➤ 職員の削減

- ・ 一般行政職の削減

平成 22 年 4 月に一般行政職を 1,055 人以下とする目標に向けて、平成 19 年 4 月時に 1,076 人以下として 10 人以上削減する。

H18 予算対比額	- 147,500 千円
-----------	--------------

- ・ 職員採用

将来へ安定した行政サービスを提供する担い手を確保するため、一般行政職を 10 人程度採用する。なお、技能労務職は当面の間、採用しないものとする。

給与等の適正化

- ・ 特別職給与の削減

市長 15%、副市長 12%、教育長 10%の削減を継続する。

H18 予算対比額	継続実施	実質効果 5,390 千円
-----------	------	---------------

- ・ 管理職手当の削減

12 年度から実施している管理職手当 3 ~ 7 千円の削減を継続する。

H18 予算対比額	継続実施	実質効果 5,000 千円
-----------	------	---------------

- ・ 期末勤勉手当の削減

17 年度から実施している期末・勤勉手当の一部削減を継続する。

H18 予算対比額	継続実施	実質効果 18,200 千円
-----------	------	----------------

- ・ 各種手当の見直し

通勤手当、住居手当を平成 18 年度から段階的に見直す。

H18 予算対比額	- 13,900 千円
-----------	-------------

- ・ 地域手当の見直し

地域手当を 7%から 6%に削減する。

H18 予算対比額	- 56,900 千円
-----------	-------------

財政運営の健全化

➤ 歳入の確保

- ・ 収納率の向上

全ての収納業務で平成 17 年度の収納率を 0.1%以上加算した率で予算計上する。

H18 予算対比額	+ 20,000 千円
-----------	-------------

- ・ 償却資産税の課税強化

償却資産税の未申告調査の強化等により、課税の適正化を実施し 1%増を見込む。

H18 予算対比額	+ 12,000 千円
-----------	-------------

- ・ 有料広告の充実

広告媒体をさらに充実して広告収入を増加する。

H18 予算対比額	+ 500 千円
-----------	----------

➤ 公営企業等の改革

- ・ 下水道使用料の見直し

使用料改定による自立化を推進し、一般会計からの繰出金の抑制を図る。

H18 予算対比額	繰出金 10 億円以下を維持
-----------	----------------

- ・ 国民健康保険給付の見直し

出産費助成と葬祭給付の見直しにより、一般会計からの繰出金の抑制を図る。

H18 予算対比額	繰出金を抑制
-----------	--------

外郭団体等の自立化推進

- ・ 人間市振興公社への派遣全職員の引き上げ 2 名

事務事業の見直し

- ・ 老人憩いの家の新設休止

老人憩いの家の新規設置は実施しない。

- ・ 選挙当日事務の委託化

選挙従事者を派遣職員等の活用の範囲を広げ、職員への負担軽減及び経費節減を図る。

事務的経費の削減

- ・ 光熱水費の削減

平成 17 年度実績から 1 % の削減を実施する。

H18 予算対比額	- 5,390 千円
-----------	------------

- ・ 補助金の適正化

平成 18 年度予算額以内として、補助対象額の適正な確認を行うと共に、補助金適正化基準（別紙 1）により適正化を進める。また、平成 18 年度の交付根拠及び執行内容の公表を前提に執行する。

その他、平成 19 年度予算に向けた追加検討課題

- ・ 給与構造改革の検討

人事院勧告による給与構造改革の導入について検討する。

- ・ 学童保育料の検討

児童福祉審議会の答申に基づき検討する。

- ・ 市民傷害保険の検討

加入率の低下等、今後のあり方について検討する。

補助金適正化基準

1 平成19年度適正化基準

- 1 平成19年度予算は平成18年度予算額以下を原則とする。(新規補助は原則認めない)
- 2 次の経費は団体の自己財源で賄うべき経費であるため、補助対象外とする。
 - (1) 補助対象外経費
慰労的な研修経費。
交際費、慶弔費、懇親会費や演芸鑑賞会などの経費。
積立金。
他団体へ行なう迂回助成。(傘下団体を除く。)
- 3 補助対象の人件費は平成18年度予算額以下とする。
- 4 補助対象の報償費は平成18年度予算額以下とする。
- 5 補助対象の消耗品費は平成18年度予算額以下とする。
- 6 補助対象に光熱水費が含まれる場合、1%以上を削減する。

2 留意事項

- 1 補助金は、「公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する分を補助する」ことが基本であること。
- 2 補助金交付については、補助金交付要綱等が規定されていること。
- 3 補助金交付における決算処理が適正に処理され、必要に応じて清算処理が実施されていること。特に、繰越金が慣例的にある場合は、当該団体と翌年度補助金の削減について協議すること。
- 4 積立金等がある場合は、その妥当性を確認すること。
- 5 自主財源が無く前年度からの繰越金を除くと市補助金のみで運営され、かつ市が事務局を所管している場合は、市会計での執行でなく補助金で実施する根拠を再度確認し、必要に応じて見直しを図ること。
- 6 対象者(団体)に対しては、現状の財政状況など所管課から十分な説明が実施されるものとする。また、補助金交付が交付対象者のみならず市民全体への説明が十分にされるものであるため、交付根拠や執行内容を公表できるよう適正な執行を行うこととする。